輸入植物等の通関の際における取扱い等について

昭和 57 年 5 月 31 日蔵関第 626 号

改正 昭和 59 年 11 月 29 日蔵関第 1205 号

改正 昭和 62 年 4 月 30 日蔵関第 435 号

改正 昭和 62 年 10 月 23 日蔵関第 1085 号

改正 昭和 62 年 11 月 14 日蔵関第 1073 号

改正 平成 19年3月31日蔵関第420号

改正 令和 2 年 12 月 28 日蔵関第 1120 号

標記のことについては、別紙「輸入植物検査関係手続等に関する協力依頼について」(昭和 57年5月29日57農蚕第2904号)に従つて処理することとし、昭和57年6月1日から実施されたい。

なお、この通達の取扱いについては、植物防疫所と緊密な連携のもとに実施するものとする。

別 紙

昭和 57 年 5 月 29 日 57 農蚕第 2904 号

改正 昭和 59 年 11 月 6 日 59 農蚕第 6243 号

改正 昭和 62 年 4 月 16 日 62 農蚕第 2195 号

改正 昭和 62 年 10 月 6 日 62 農蚕第 2307 号

改正 昭和 63 年 9 月 28 日 63 農蚕第 5599 号

大蔵省関税局長 殿

農林水産省農蚕園芸局長

輸入植物検査関係手続等に関する協力依頼について

輸入植物検査関連手続の円滑化に資するため今般、別添のとおり植物防疫法に関して輸入通関に当たり確認を要する事項をとりまとめたので、これに御留意の上御協力をお願いします。

(別添)

1 検査対象植物の範囲

植物防疫法(昭和25年法律第151号)第8条の検査(以下「検査」という。)の対象となる植物の範囲は、次に示すとおりである。

(1) 検査の対象となる植物

検査の対象となる植物は、振花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物(その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む。)であつて、(2)に掲げるものを除くものである。

(2) 検査の対象とならない植物

検査の対象とならない植物は、別表1の左欄に掲げるものでその解釈は、それぞれ相 当右欄に掲げるとおりである。

2 農林水産省植物防疫所が発給する証明書等

検査の対象となる植物については、植物防疫官の指定する場所においては、すべて検査を行い、その結果、合格したときその他植物防疫法上輸入を認めることが適切であると判断されるときは、農林水産省植物防疫所において次の(1)又は(2)によりその旨を証明し、当該証明をもつて関税法(昭和 29 年法律第 61 号)第 70 条に規定された他法令の証明とする。

(1) 検査合格証明

検査に合格した植物については、次のいずれかの方法により証明する。

- ① 当該植物又は容器包装に「植物検査合格証印」(楢物防疫法施行規則(昭和 25 年 農林省令第 73 号。以下「規則」という。)第 7 号様式ロ・)を押印する。
- ② 「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(規則第4号様式)に上記①の証印を押印の上、輸入者又は管理者に交付する。
- ③ 当該植物又は容器包装に「植物検査合格証票」(規則第7号様式・)を添付する。
- ④ 「植物検査合格証明書」(規則第7号様式ロ・)を輸入者又は管理者に交付する。

(2) 輸入認可証明

必ずしも検査を完了してないが、隔離栽培を行う場合、通関後消毒を実施する場合等であつて植物防疫法上輸入を認めることが適切と判断されるときは、次表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の相当右欄に掲げる方法により証明する。

	X	分	方	法
1	次のいずれかに該当する	植物等	次のいずれかの方	方法
	ア 植物防疫法第8条第 り農林水産大臣が指定しは有害植物のみがいる 器包装 イ 植物防疫法第7条第	した有害動物又 直物及びその容 1 項ただし書の	可証印」(規則第 8 · イ 当該植物又は容器	器包装に「植物輸入認 号様式・)を押印する。 器包装に「植物輸入許
	許可を受けた輸入禁止は		7,7,7	号様式・)を添付する。
	ウ 規則第 14 条に規定 第 16 条の規定により に送付されるもの	7-7 - 77-7 - 7		E明書」(規則第 8 号 は管理者に交付する。
2	木材		は 2)を輸入者又は イ 「植物輸入認可証 押印した「植物、軸	明書」(別紙様式1又 管理者に交付する。 E印」(別紙様式6)を 輸入禁止品等検査申請 様式)の写しを輸入者
3	穀類等		次のいずれかの方 ア 「穀類等輸入認可 3)を輸入者又は管 イ 「植物輸入認可証 押印した「植物、輔	万法 可証明書」(別紙様式 理者に交付する。 E印」(別紙様式 6)を 輸入禁止品等検査申請 様式)の写しを輸入者
4	種苗		を輸入者又は管理者 イ 「植物輸入認可証 押印した「植物、輔	E明書」(別紙様式4) 者に交付する。 E印」(別紙様式6)を 輸入禁止品等検査申請 様式)の写しを輸入者
5	青果物		押印した「植物、輔	可証明書」(別紙様式 理者に交付する。 E?」(別紙様式 6)を 輸入禁止品等検査申請 様式)の写しを輸入者

3. 証明書記載数量と輸入申告数量が異なる場合の取扱い

2 の(1)又は(2)の証明書等に記載されている梱数数量と輸入申告数量が異なる場合の取扱いは次表のとおりとする。

表

X	分	取 扱い
2の(1)に掲げる証明書等	等に記載されている	
梱数・数量より輸入申告数	対量が少ないとき	
2の(2)に掲げる認可証	通常の誤差と認め	訂正を要しない
明書等に記載されてい	られる程度の差で	
る梱数・数量より輸入申	ある場合	
告数量が少ないとき	通常の誤差と認め	再証明を要する
	られない差である	
	場合	
2の(2)に掲げる認可証	通常の誤差と認め	訂正を要しない
明書等に記載されてい	られる程度の差で	
る梱数・数量より輸入申	ある場合	
告数量が多いとき	通常の誤差と認め	再証明又は追加証明を要する
	られない差である	
	場合	

備考:「通常の誤差」とは原則として証明書等に記載されている梱数·数量の 3%程度をいう。

放表 I 検査の対象とならない植物	解
製材、防腐木材、木工品、竹	ア 「製材」とは、4面以上にのこ引きされた角材(枕木を含
工品及び家具什器等の加工	む。)、板材その他全表面にわたり辺材内部まで加工され
品	た材をいう。
	イ 「防腐木材」とは、クレオソート油等の薬剤で処理され
	た木材であつて内部にまで薬剤が浸透しているものをい
	う。
	ウ 「木」品、竹工品」とは、木材、木本つる性植物又は竹
	材を加工して作られる置物、彫刻、かご、竹ひご、すだれ
	等の美術品、工芸品及び民芸品をいい、造花及び人工覿菓
	植物等の一部に使用されている木(ニス塗り又は防腐処理
	済みのものに限る。)又は木本つる性植物を含む。
	エ 「製材、防席木材、木工品、竹工品及び家具什器等の加
	工品」には、チップ、たぶ粉、びやくだん粉、沈香等の木
	粉及びマツカサ、ヒョウタン又はヤシの実の外殻で作られ
	た置物、植木鉢カバー、壁掛け等の室内装飾用品を含む。
藤及びコルク	ア 「藤」とは、乾燥された藤及びそれを材料とする製品を
	いう。
	イ 「コルク」とは、コルクガシ及びアベマキの樹皮並びに
	それらを材料とする製品をいう。
麻袋、絹、絹布、へちま製品、	「粗繊維(原綿を含む。)」とは、紡線用繊維の原料に供さ
紙、ひも、綱等の繊維製品及	れるもの(縮、亜藤、麻、しゆろ、やし、ばしょう等)、製
び粗雑維(原絹を含む。)で	紙用紙維の原料に供されるもの(がんぴ、こうぞ、みつまた、
あつて植物の包装材特とし	くわ、やなざ等)、組縞用繊維の原料に供されるもの(簿、
て使用されたことのないも	こりやなぎ、やし、ばしょう、たこの木、いぐさ科植物、か
0	やつりぐさ科植物、パナマソウ、とうもろこし、よし等。た
	だし竹及び膝を除く。)、刷毛用繊維の原料に供されるもの
	(ほうきもろこし、へちま等)及び充てん用繊維の原料に供
	されるもの(カポック等)であつて、剥皮、蒸煮、監燥、そ
	の他紙錐としての用途に応じた調薮又は加工処理が行われた
	ものをいう(麦梓及び稲梓を加熱庄ぺん及び薬品による漂白
	処理を経て加工した麦梓棹真田及びそれに準ずる製品を含
	む。

検査の対象とならない植物	解
製茶、ホップの乾花及び監	「製茶」とは、乾燥、加熱、発酵等の加工処理(荒茶加工を
たけのこ	含む。) が行われた緑茶、紅茶、ウーロン茶、その他の茶 (マ
	テ茶、グァバ茶、クコ茶、ジャスミン茶、ハイビスカス茶、
	朝鮮人参茶、ハーブ茶、柿茶等を含む。)をいう。
発酵処理されたバニラビー	
ン	
亜硫酸、アルコール、酢酸、	「亜硫酸、アルコール、酢酸、砂糖、塩等につけられた植物」
砂糖、塩等につけられた植	とは、長期保存又は調理を目的として、植物を亜硫酸、アル
物	コール、酢酸等の薬品又は砂糖、塩等の食品調味料により浸
	漬加工されたものをいう。
あんず、いちじく、かき、し	
なさるなし、すもも、なし、	
なつめ、なつめやし、パイン	
アップル、バナナ、パパイ	
ヤ、ぶどう、マンゴウ、もも	
及びりゆうがんの乾果	
ローカストビーンガム、ガ	
一ガム、でん粉(サゴ、タピ	
オカ、くず、じやがいも、さ	
つまいも、とうもろこし等	
のでん粉)、大豆たんばく等	
植物からの抽出物	
ココやしの内果皮を粒状に	
したもの	
乾燥した香辛料であつて小	「小売用の容器に密封されているもの」とは、食品として直
売用の容器に密封されてい	接最終消費者に販売されるものであつて、瓶詰、缶詰、アル
るもの	ミホイル容器病害虫の汚染のおそれのない状態にされている
	ものをいう。1

木材輸入認可証明書

年 月 日

植物防疫所 (・・・支所又は出張所) 植物防疫官 氏 名

下記木材は、植物防疫法による輸入検査を終了し、・・・・輸入認可したことを証明する。

積 載 船 名 種 類・名 称 輸送方法の区別 数 量 検 査 年 月 日 発送人住所氏名 荷受人住所氏名

木材輸入認可証明書

年 月 日

植物防疫所 (・・・支所又は出張所) 植物防疫官 氏 名

下記木材は、・・・・輸入認可したことを証明する。

積 載 船 名 種 類・名 称 輸送方法の区別 数 量 検 査 年 月 日 発送人住所氏名 荷受人住所氏名

穀類等輸入認可証明書

年 月 日

支 所

植物防疫所

出張所

植物防疫官 氏 名

下記穀類等は、植物防疫法による輸入検査を終了し、_____輸入認可したことを証明する。

積 載 船 名 種 類・名 称 輸送方法の区別 数 量 検査年月日 発送人住所氏名 荷受人住所氏名

種苗輸入認可証明書

年 月 日

植物防疫(事務)所

•支 所

出張所

植物防疫官 氏 名

下記種苗は、植物防疫法による輸入検査を終了し、_____輸入認可したことを証明する。

積載船 (機)名 種類・名称 輸送方法の区別 数量 検査年月日 発送人住所氏名 荷受人住所氏名

青果物輸入認可証明書

年 月 日

植物防疫(事務)所 植物防疫官

下記青果物は、植物防疫法による輸入検査を終了し、・・・・・輸入認可したことを証明する。

記

- 1 積載船(機)名
- 2 種類 ·名称
- 3 輸送方法の区別
- 4 数量
- 5 検査年月日
- 6 発送人住所氏名
- 7 荷受人住所氏

別紙様式6



備考

- (1) ・・・・の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入する。
- (2) 数字は、検査月日を表すものとする

木材こん包材輸入認可証明書

年 月 日

・・・植物防疫所(支所又は出張所)植物防疫官 氏 名

下記木材こん包材は、植物防疫法による輸入検査を終了し、・・・・輸入認可したことを証明する。

積 載 船 名 種 類・名 称 輸送方法の区別 数 量 検 査 年 月 日 発送人住所氏名

木材こん包材輸入認可証明書

年 月 日

・・・植物防疫所(支所又は出張所)植物防疫官 氏 名

下記木材こん包材は、・・・・輸入認可したことを証明する。

積 載 船 名 種 類・名 称 輸送方法の区別 数 量 検 査 年 月 日 発送人住所氏名 荷受人住所氏名

消毒 (廃棄) 計画書

年 月 日

・・・植物防疫所(・・・支所又は出張所)植物防疫官 殿

住所

氏名

月 日付け輸入検査を申請した、 月 日 港入港 丸 (号)積木材こん包材は、(検査の結果、不合格となりましたが、)下記計画のとおり消毒(廃棄)したいので計画書を提出します。

記

- 1 種類 ·名称
- 2 個数 数量 (kg)
- 3 消毒 (廃棄) の方法
- 4 消毒 (廃棄)を実施する場所
- 5 消毒 (廃棄) を開始する期日及び終了期日
- 6 消毒 (廃棄) を実施する者



(注)・・・の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入するものとし、数字は接受年月日を表すものとする。

輸送後消毒(廃棄)申請書

年 月 日

・・・植物防疫所(・・・支所又は出張所)植物防疫官 殿

住所

氏名

月 日 港入港 丸(号)積木材こん包材は、下記により輸送して消毒(廃棄)したいので申請します。

記

1 品名 個数 **数**量 kg

- 2 輸送期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 輸送に使用する船車等の名称
- 4 輸送責任者
- 5 検疫有害動植物の分散防止方法
- 6 消毒(廃棄)方法
- 7 消毒 (廃棄)場所
- 8 消毒 (廃棄) 実施者



(注)・・・の所には、植物防疫所(支所又は出張所)の名称を記入するものとし、数字は接受年月日を表すものとする。